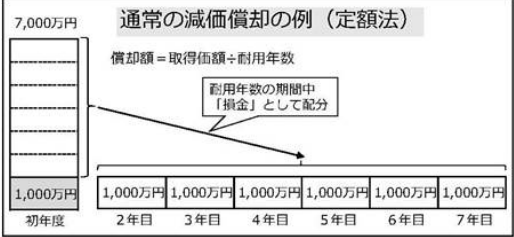
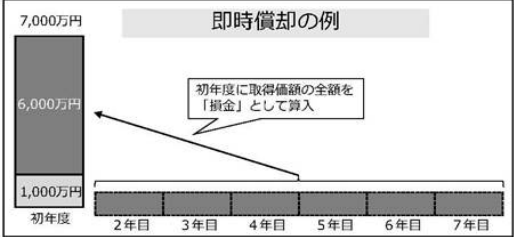


林業・木材産業関係税制の概要

令和7年4月

態 様	税 目		林 業 関 係 の 特 例 等	通 常 の 税 率 等																								
	国 税	地 方 税																										
山林立木の伐採・譲渡、林業経営	所得税 (山林所得)	—	<山林所得に係る所得税の計算> ①山林所得の計算 - 概算経費控除(必要経費計算の簡便化) 立木販売収入から 50%を必要経費として控除 - 森林計画特別控除 立木販売収入から 20%を控除 (立木販売収入が 2,000 万円を超える部分は 10%) - 山林所得の特別控除 立木販売収入から 50 万円を控除 丸木販売収入 伐採・搬出・運搬経費等 立木販売収入 概算経費控除 森林計画特別控除 特別控除 課税山林所得金額 ②税額計算 - 分離5分5乗課税方式(超過累進税率の緩和) (課税山林所得金額×1/5×所得税率※)×5 ＝ 山林所得に対する税額 ※課税山林所得金額×1/5にて算出した額の税率を用いる。	・所得税額速算表 <table><tr><th>課税される所得金額(A)</th><th>税率</th><th>控除額</th></tr><tr><td>0.1万円から194.9万円まで</td><td>5%</td><td>0円</td></tr><tr><td>195万円から329.9万円まで</td><td>10%</td><td>9.75万円</td></tr><tr><td>330万円から694.9万円まで</td><td>20%</td><td>42.75万円</td></tr><tr><td>695万円から899.9万円まで</td><td>23%</td><td>63.6万円</td></tr><tr><td>900万円から1,799.9万円まで</td><td>33%</td><td>153.6万円</td></tr><tr><td>1,800万円から3,999.9万円まで</td><td>40%</td><td>279.6万円</td></tr><tr><td>4,000万円以上</td><td>45%</td><td>479.6万円</td></tr></table> 算式:(A) × 税率 － 控除額 = 所得税額	課税される所得金額(A)	税率	控除額	0.1万円から194.9万円まで	5%	0円	195万円から329.9万円まで	10%	9.75万円	330万円から694.9万円まで	20%	42.75万円	695万円から899.9万円まで	23%	63.6万円	900万円から1,799.9万円まで	33%	153.6万円	1,800万円から3,999.9万円まで	40%	279.6万円	4,000万円以上	45%	479.6万円
	課税される所得金額(A)	税率	控除額																									
0.1万円から194.9万円まで	5%	0円																										
195万円から329.9万円まで	10%	9.75万円																										
330万円から694.9万円まで	20%	42.75万円																										
695万円から899.9万円まで	23%	63.6万円																										
900万円から1,799.9万円まで	33%	153.6万円																										
1,800万円から3,999.9万円まで	40%	279.6万円																										
4,000万円以上	45%	479.6万円																										
	—	事業税 (道府県税)	・林業※は非課税 ※林業とは、土地を利用して養苗、造林、撫育及び伐採を行う事業のこと。素材生産業や、しいたけ栽培、うるし採取等の特用林産業は非該当。	- 個人:税額＝前年の事業所得等×税率(3～5%) - 法人(所得割):税額＝各事業年度の所得×税率 (特別法人3.5～4.9%、資本金1億円超の普通法人1.0%、資本金1億円以下の普通法人3.5～7.0%) ※ 資本金1億円超の法人には、「所得割」に加え、「付加価値割(付加価値額(報酬給与額等)×税率)」及び「資本割(資本金等の額×税率)」が課税。 ・ 付加価値割の税率:1.2%、資本割の税率:0.5%																								
林業用機械・施設等の取得・保有等	所得税 法人税	—	<中小企業経営強化税制> <中小企業投資促進税制> (「製材・加工用機械の取得・保有等」欄を参照)	(「製材・加工用機械の取得・保有等」欄を参照)																								
	—	不動産取得税 (道府県税)	・森林組合等が日本政策金融公庫資金及び沖縄振興開発金融公庫資金の貸付けを受けて取得した林業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に対する課税標準の特例措置 課税標準の計算式 価格－価格×(貸付額÷取得価額)※ ※ 下線部については2分の1が上限	・不動産(土地や家屋)の購入・贈与、(家屋の新改築等を含む)に対し課税 ・免税点:土地10万円、家屋のうち建築したもの1戸 23 万円、その他のもの1戸12万円 ・税額＝不動産の取得価格×4% (住宅又は土地:平成18～令和 8年度は3%)																								
	—	固定資産税 (市町村税)	・森林組合等が国の補助金又は交付金の交付、林業・木材産業改善資金、日本政策金融公庫資金及び沖縄振興開発金融公庫資金の貸付けを受けて取得した共同 利用機械及び装置(取得価額 330 万円/台以上)に対する課税標準の軽減措置(取得後3年間2分の1) ・森林組合等の事務所、倉庫は非課税	・土地、家屋、償却資産に課税 ・免税点:土地:30万円、家屋 20万円、償却資産 150万円 ・税額＝固定資産課税台帳の価格×1.4%																								
	—	事業所税 (市町村税)	・きのこ栽培施設及び森林組合等の一定の共同利用 施設は非課税 ・森林組合等の事業用地は課税標準の2分の1控除	・人口 30 万人以上の都市等において課税 ・既設 資産割:税額＝事業所床面積×600円/㎡ (免税点:1,000㎡) ・従業者割:税額＝従業者給与総額×0.25% (免税点:100人)																								
	—	軽油引取税 (道府県税)	・林業、素材生産業(前年度の素材生産量1,000㎡以上であることが要件)の用に供する一定の機械(高性能林業機械等)の動力源用の軽油の引取は免税 (都道府県にて免税証の交付手続きが必要)	・税率:32,100 円/KL																								
	石油石炭税	—	・林業を営む者が軽油を林業の用に供する機械に使用した場合、地球温暖化対策のための税率の特例による上乗せ税額を還付 ・地球温暖化対策のための上乗せ税率 (原油・石油製品の場合):760円/KL	・原油、輸入石油製品、ガス状炭化水素及び石炭に課税 ・税率:原油及び輸入石油製品:2,040 円/KL ガス状炭化水素:1,080 円/t 石炭:700 円/t																								

態 様	税 目		林 業 関 係 の 特 例 等	通 常 の 税 率 等																												
	国 税	地 方 税																														
林地の譲渡	所得税 (譲渡所得) 法人税	住民税 (道府県税) (市町村税)	・収用に係る山林(立木、林地)の譲渡特別控除 5,000 万円(個人・法人) ・保安施設事業に係る山林の国等への譲渡特別控除 2,000 万円(個人・法人) ・森林組合等のあっせんによる林地の譲渡特別控除 800 万円(個人)	<所有期間5年超の土地の譲渡(長期譲渡所得)> 所得税 税率 15% 住民税 〃 5%(道府県民税2.0%,市町村民税3.0%) <所有期間5年以内の土地の譲渡(短期譲渡所得)> 所得税 税率 15% 住民税 〃 9%(道府県民税3.6%,市町村民税5.4%)																												
林地の取得・ 登記・保有等	地価税	—	・森林(林地)は非課税	平成 10 年以降課税停止中 ・税額＝(相続税評価額－基礎控除等)×0.3% ・基礎控除: 個人・中小法人15億円又は課税土地面積×3万円/㎡の いずれか多い金額																												
	登録免許税	—	・入会林野等の整備により取得した土地の登記は非課税 ・(独)農林漁業信用基金の債務保証に係る抵当権の設定登記 等は税率を軽減 (税額＝債権金額等×2/1,000)	・不動産所有権の移転登記 税額＝固定資産税評価額×20/1,000 (土地売買 15/1,000(R8.3.31 まで)) ・抵当権の設定登記 税額＝債権金額等×4/1,000																												
	印紙税	—	・森林組合等が作成する出資証券、受取書、定款は非課税 (請負契約書は課税)	(例)出資証券等の場合 <table><tr><th>券面金額</th><th>印紙税額</th></tr><tr><td>500万円以下</td><td>200円</td></tr><tr><td>500万円を超え1,000万円以下</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>1,000万円を超え5,000万円以下</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>5,000万円を超え1億円以下</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>1億円を超えるもの</td><td>20,000円</td></tr></table>		券面金額	印紙税額	500万円以下	200円	500万円を超え1,000万円以下	1,000円	1,000万円を超え5,000万円以下	2,000円	5,000万円を超え1億円以下	10,000円	1億円を超えるもの	20,000円															
	券面金額	印紙税額																														
	500万円以下	200円																														
500万円を超え1,000万円以下	1,000円																															
1,000万円を超え5,000万円以下	2,000円																															
5,000万円を超え1億円以下	10,000円																															
1億円を超えるもの	20,000円																															
—	不動産取得税 (道府県税)	・保安林は非課税 ・生産森林組合に対する非課税(組合員から現物出資を受ける 土地)	・不動産(土地や家屋)の購入・贈与、(家屋の新改築等を 含む)に対し課税 ・免税点:土地10万円、家屋のうち建築したもの23万円/戸、 その他のもの12万円/戸 ・税額＝不動産の取得価格×4% (住宅又は土地:平成18～令和8年度は3%)																													
—	固定資産税 (市町村税)	・保安林は非課税	・土地、家屋、償却資産に課税 ・免税点:土地:30 万円、家屋 20 万円、 償却資産 150 万円 ・税額＝固定資産課税台帳の価格×1.4%																													
—	特別土地 保有税 (市町村税)	林業者が林地の集団化又は経営の近代化を図るために取得し た林地の非課税 (<table><tr><td>・森林経営計画対象林地</td></tr><tr><td>・林地を有効に利用して林業を営む林地</td></tr></table>)	・森林経営計画対象林地	・林地を有効に利用して林業を営む林地	平成 15 年度以降課税停止中 ・土地の取得、保有に対し課税 ・税額(取得)＝土地の取得価額×3%－不動産取得税相当額 ・税額(保有)＝土地の取得価額×1.4%－固定資産税相当額																											
・森林経営計画対象林地																																
・林地を有効に利用して林業を営む林地																																
林地・立木の 相続・贈与	相続税	—	・立木の価額は立木の時価の85% ・森林経営計画対象森林の課税価格の計算特例(相続人が森 林経営計画を継続する場合、林地・立木の課税価格を5%軽 減) ・延納の特例 森林経営計画対象立木(延納期間20年以内(長伐期施業森 林等40年以内)の不均衡納付可(選択)、延納利子税 0.1%) 他 (立木の評価) ・保安林等の伐採制限に応じた評価額控除 控除割合:一部皆伐30%,択伐50%,単木選伐70%,禁伐80% ・公益的機能別施業森林(森林経営計画対象森林)の施業制限 に応じた評価額を控除 控除割合:①水源涵養機能維持増進森林、水源涵養機能維持 増進森林以外の森林のうち、択伐以外の複層林施業森林及び 長伐期施業森林:20%、又は、②水源涵養機能維持増進森林 以外の森林のうち、特定広葉樹育成施業森林及び択伐複層林 施業森林:40% ・(山林相続税の納税猶予) 100ha以上の所有森林を自ら経営する森林所有者を対象に、 森林経営計画(属人計画)が定められている区域内の山林(林 地・立木)を、その相続人が相続又は遺贈にて一括取得し、引き 続き計画に基づき経営継続の場合、相続税額のうち対象となる 山林の課税価格の80%対応する相続税の納税猶予	・基礎控除額:3,000万円+(600万円×法定相続人数) ・税率:8段階の超過累進税率 相続税の速算表 <table><tr><th>法定相続分に 応ずる取得金額</th><th>税率</th><th>控除額</th></tr><tr><td>1,000万円以下</td><td>10%</td><td>－</td></tr><tr><td>1,000万円超～ 3,000万円以下</td><td>15%</td><td>50万円</td></tr><tr><td>3,000万円超～ 5,000万円以下</td><td>20%</td><td>200万円</td></tr><tr><td>5,000万円超～ 1億円以下</td><td>30%</td><td>700万円</td></tr><tr><td>1億円超～ 2億円以下</td><td>40%</td><td>1,700万円</td></tr><tr><td>2億円超～ 3億円以下</td><td>45%</td><td>2,700万円</td></tr><tr><td>3億円超～ 6億円以下</td><td>50%</td><td>4,200万円</td></tr><tr><td>6億円超</td><td>55%</td><td>7,200万円</td></tr></table> ・延納(不動産等が50%以上の場合)15年以内の均等納付、 延納利子税0.4%(貸出約定平均金利 0.5%の場合)		法定相続分に 応ずる取得金額	税率	控除額	1,000万円以下	10%	－	1,000万円超～ 3,000万円以下	15%	50万円	3,000万円超～ 5,000万円以下	20%	200万円	5,000万円超～ 1億円以下	30%	700万円	1億円超～ 2億円以下	40%	1,700万円	2億円超～ 3億円以下	45%	2,700万円	3億円超～ 6億円以下	50%	4,200万円	6億円超	55%	7,200万円
法定相続分に 応ずる取得金額	税率	控除額																														
1,000万円以下	10%	－																														
1,000万円超～ 3,000万円以下	15%	50万円																														
3,000万円超～ 5,000万円以下	20%	200万円																														
5,000万円超～ 1億円以下	30%	700万円																														
1億円超～ 2億円以下	40%	1,700万円																														
2億円超～ 3億円以下	45%	2,700万円																														
3億円超～ 6億円以下	50%	4,200万円																														
6億円超	55%	7,200万円																														

態 様	税 目		林 業 関 係 の 特 例 等	通 常 の 税 率 等
	国 税	地 方 税		
林地・立木の相続・贈与	贈与税	—	(立木の評価) ・保安林等の評価額控除(相続税と同様) ・公益的機能別施業森林の評価額控除 (贈与者が受贈者を受託者とする施業委託契約を締結しているなど、受贈時に森林経営計画が有効な場合に限る。控除割合は相続税と同様)	・基礎控除額:110万円 ・税率:8段階の超過累進税率(10～55%) ・相続時精算課税制度 生前贈与について、受贈者の選択により、贈与時に贈与財産に対する贈与税(特別控除額2,500万円、税率20%(一律))を支払い、その後の相続時にその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に計算した相続税額から、既に支払った贈与税額を控除。
製材・加工用機械の取得・保有等	所得税 法人税	—	＜中小企業経営強化税制＞ 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、生産等設備を構成する一定規模以上の機械装置、工具、器具備品、建物附属設備 及びソフトウェアを新規取得した場合に、取得 価額での特別償却(即時償却)又は7%(資本金3,000万円未満の法人は 10%)の税額控除の選択適用 ・生産性向上設備(A類型) 生産性が旧モデル比年1%以上向上 ・収益力強化設備(B類型) 投資収益率が年平均7%以上の投資 ・経営資源集約化設備(D類型) 修正ROA又は有形固定資産回転率が上昇 ※・デジタル化設備(C類型)はR7.3.31をもって廃止 令和7年度税制改正において、売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う建物を対象設備に追加。建物を新増築した際の特別償却又は税額控除割合については、雇用者給与支給総額の増加割合に応じて変化する。 ＜中小企業投資促進税制＞ 一定規模以上の機械装置、工具、ソフトウェア、貨物自動車等の対象設備を取得した場合に、初年度に取得価額の 30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用 (税額控除は資本金 3,000 万円以下の中小企業者等に限る) ＜輸出事業用資産の割増償却＞ 「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」に基づき、輸出事業計画を立てた認定輸出事業者が、策定した計画に従って機械装置、建物等を取得等した場合、当該資産について、① 機械装置は 30%、② 建物及びその附属設備並びに構築物は 35%で5年間割増償却が適用可能。	・所得税:(総収入額 - 必要経費)×税率(5～45%) ・法人税:(益金の額 - 損金の額)×税率(普通 23.2%、協同組合等 19%(年 800 万円以下 15%)等) ※所得税においては、平成 25 年分から復興特別所得税(基準所得税額の 2.1%)が加算。 通常 的 減 価 償 却 の 例 (設備取得時の取得価額を耐用年数期間中損金として配分) 
				特別償却制度の手法例 (通常の減価償却に一定の上乗せをして償却する方法の例) 
				割増償却 (5 年、30%) の例 
事業用地の保有	地価税	—	・木材市場の用地、一定の木材業者の木材保管用の土地等は、税額を2分の1に軽減	
	—	事業所税 (市町村税)	・木材市場、製材業、合板製造業、床板製造業、パーティクルボード製造業又は木材防腐処理業、木材販売業の事業の用に供する木材保管施設は、課税標準の4分の3を控除	・税率:32,100 円/KL

態 様	税 目		林 業 関 係 の 特 例 等	通 常 の 税 率 等
	国 税	地 方 税		
森林組合等の 特例	法人税	—	<法人税率の特例> ・所得金額 800 万円以下の部分の軽減税率:15% ・協同組合等の法人税率:19% <企業再編税制> ・法人の合併、分割等については、規模要件や特定役員要件などの一定の要件を満たしている場合、「適格合併」、「適格分割」等とされ、移転資産を帳簿価額により引き継いだものとして譲渡の評価益(課税)が発生しない(時価評価が不要) ・森林組合、森林組合連合会同士が実施する合併、分割型分割※においては、「適格合併」、「適格分割」の要件が下記のとおり緩和される。 ※分割型分割については、森林組合同士の吸収分割が該当。 ・適格合併の要件から②の規模要件、特定役員要件が除外される。 (出資を有しない組合のみで行う合併を除く) ①被合併法人の主要な事業と合併法人の事業が相互に関連 ②被合併法人と合併法人との間で売上金額、従業者数、資本金(出資金)額等の割合が5倍を超えない〔規模要件〕 又は、被合併法人の特定役員(社長、代表取締役等)が合併後の法人においても特定役員となる〔特定役員要件〕 ③被合併法人の合併直前の従業者の総数の概ね8割以上が合併後の法人の業務に従事 ④被合併法人の事業が合併法人においても継続	・普通法人は23.2%
バイオマス製造設備に係る 特例	—	固定資産税 (市町村税)	<バイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例> 「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」に基づき認定を受けた事業者が取得した一定のバイオ燃料製造設備の場合、最初の3年度分の固定資産税に限り、課税標準を軽減(木質固形燃料製造設備に係る課税標準は4分の3、木質固形燃料製造設備及びガス製造設備以外の製造設備に係る課税標準は3分の2、ガス製造設備に係る課税標準は2分の1に軽減)	・土地、家屋、償却資産に課税 ・免税点:土地30 万円、家屋 20 万円、償却資産 150 万円 ・税額＝固定資産課税台帳の価格×1.4%

【参考】

森林環境税及び森林環境譲与税の概要

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設。

○森林環境税〔令和6年度から課税〕

- ・納税義務者等:国内に住所を有する個人に対して課する国税
- ・税率:1,000 円(年額)
- ・課税徴収:市町村(個人住民税と併せて実施)
- ・国への払込み:都道府県を経由して税収の全額を交付税及び譲与税特別会計に直接払込み

○森林環境譲与税〔令和元年度から譲与〕

- ・譲与総額:森林環境税の収入額(全額)に相当する額(注1)
- ・譲与団体:市町村及び都道府県
- ・使途:(市町村)間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用
(都道府県)森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用
- ・譲与基準:(市町村)総額の9割に相当する額を私有林人工林面積※(55/100)、林業就業者数(2/10)、人口(25/100)で按分して譲与
(都道府県)総額の1割(注2)に相当する額を市町村と同様の基準で按分
※市町村の私有林人工林面積は、林野率により補正
- ・使途の公表:インターネットの利用等の方法により公表

(注1)令和元年度は交付税及び譲与税特別会計における借入れにより対応し(※)、令和2年度から令和6年度までの間は地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。(※:借入金は公庫債権金利変動準備金を活用して償還。)

(注2)制度創設当初(令和元年度)は都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。